

「みやざきひなたビジョン」運営業務委託仕様書

1 趣旨

この仕様書は、宮崎県（以下「県」という。）が首都圏情報発信拠点「新宿みやざき館KONNE」（以下「コンネ」という。）に設置している、デジタルサイネージ（以下「みやざきひなたビジョン」という。）の運営に関する取り扱いや実施すべき内容について定めるものである。

2 目的

本県の食や観光、文化、スポーツなど様々な魅力をデジタルサイネージを通して情報発信することにより、首都圏情報発信拠点「新宿みやざき館KONNE」への来館を促すとともに、新宿に来街する幅広い層の皆様に宮崎をPRし、宮崎の認知度・好感度の向上や総合的なイメージアップを図ることを目的とする。

3 設備の概要

(1) 所在地

東京都渋谷区代々木2-2-1 新宿サザンテラス 新宿みやざき館KONNE内（別添平面図参照）

(2) 名称

みやざきひなたビジョン

(3) 設備及び付帯設備の仕様

別記1-1、1-2、1-3、1-4のとおり

4 委託業務の内容

(1) みやざきひなたビジョンで放映するコンテンツの収集や審査、調整に関すること

- ① 宮崎の様々な魅力をPR出来るように、コンテンツの収集や放映スケジュールの調整を行うこと。
- ② みやざきひなたビジョンにおける放映時間は、午前7時から午後11時までの16時間とし、宮崎県のプロモーションに関する放映時間として原則8時間確保すること。
- ③ 宮崎県のプロモーションに関するコンテンツを放映した残りの枠については、収入を得た上で自由に利用することを認める。ただし、放映するコンテンツについては、「みやざきひなたビジョンコンテンツ放映基準」によること。
- ④ 放映するコンテンツは、メール等により、県及び小田急電鉄に送付すること。
- ⑤ 稼働監視及びソフト面における運用保守を行い、みやざきひなたビジョンが円滑に運用されるように努めること。
- ⑥ みやざきひなたビジョンの修繕に関する費用及び電気料金は、原則、県が負担する。

(2) その他

- ① 業務の実施に当たっては、県と密接に協議を行いながら実施すること。
- ② 県及び県内市町村等が実施する他の事業との連携については、積極的に取り組むこと。
- ③ 本件業務で使用したコンテンツを整理し保存すること。

- (3) 放映時間等
放映は、県が指定する日から開始する。

5 委託期間

契約の締結の日から令和6年3月31日までとする。

6 委託料

委託料は、金0円とする。

7 委託業務に関する条件

- (1) 受託者は、負担金として年間200万円を県に納付すること。負担金の納入は、年払いを原則とする。
- (2) 2の設置目的を踏まえたみやぎきひなたビジョンの運営を行うため、適切な人員を配置すること。
- (3) 本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及び作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。また、受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置すること。

8 業務引継ぎ

業務委託契約が終了したときは、受託者は円滑な業務の引継ぎに協力すること。

9 その他

- (1) 県は、業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。この場合において受託者は、当該要求内容を検討し、その結果を書面で通知すること。
- (2) 県及び受託者は信義を重んじ、誠実に委託業務に係る契約を履行すること。
- (3) みやぎきひなたビジョンにおける事故、苦情その他トラブルが発生した場合には、自らの責任において迅速かつ適切に対処するとともに、遅滞なく県に報告すること。
- (4) 県からの指示がある場合には、その指示に従うこと。